

条 例

埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第七号

埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

埼玉県福祉のまちづくり条例（平成七年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用の推進）

第八条の二 県は、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することが重要であることに鑑み、高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、利用証の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、事業者の協力の下、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設のほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる駐車施設の確保及び同項に規定する利用証の交付を受けた者によるこれらの駐車施設の優先的な利用の確保に努めるものとする。

3 県、県民及び事業者は、相互に協力し、第一項の駐車施設を円滑に利用することができるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和五年十一月一日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、この条例による改正後の埼玉県福祉のまちづくり条例について見直しを行うものとする。